

第十三回 参議院水産委員会會議録第十二号

昭和二十七年二月二十日(水曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 松浦 清一君
千田 正君

委員 秋山俊一郎君
藤野 繁雄君

委員外議員

政府委員 水産庁長官 塩見友之助君

事務局側 常任委員会専門員 岡 尊信君
常任委員会専門員 林 達磨君

説明員 水産庁漁政部長 尾中 悟君
水産庁第一課長

本日(の)會議に付した事件

○小型機船底びき網漁業整理特別措置法案(内閣提出衆議院送付)(第十二回国会継続)

○水産物増産対策に関する調査の件(南方真珠養殖業及び李ラインの交渉経過に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案を議題に供します。一応鑑括質問及び簡便的の質問は終りましたけれども、まだ質問が尽きておりませんので、御質問をお願いいたします。

○松浦清一君 これはもうこの問題の

審議をやりますたびに同じようなことを発言をしておるのですが、その法律の各條細目に亘つての検討という前に、これだけの船を整理して三億三千万円の補助金を出す。その整理の仕方についてトン当り幾らという説明も承りました。残されておる問題は、整理をされた船主が受取つた補助金の使用の方なんです。政府御当局が出しておる資料によりますと、取りあえず数を挙げて四万八千の船員が失業する。こういう数字が当局から示されておるにかかわらず、この失業する船員に対する補助金は補助金の総額の中に入つてない、こういう説明を承つて、先般の委員会では、長官が何か失業保険に類するものなものを加入をさせることによつて失業の脅威をなくしようという努力をしておる。こういう御説明であつたのですが、結論から先に申上げますと、その問題が解決をしません限り、私に限りしてはこの法律案の通過に同意しがたいわけです。なぜかと言いますと、最初失業する船員に対する補助金が入つていないという御説明を伺つた場合に、殆んどこの小型底びきの船は家族船員が多いので失業という事態が起ると、こういう御説明を承つておるわけでありまして、ところがさういふものもあるかも知れないけれども、やはり船主と船員という関係で、雇用契約が結ばれて働いておる船員も、数はわかりませんが、相当数あるものと思われ、そうすれば家族船員である場合には、一隻の船についてこれ／＼の補助金という

ものの中にどれだけ失業手当に相当する額が含まれておるかという問題は、その家族の所得になるので別に問題はない。若し雇用されておる船員の場合には、船員の失業手当が含まれていないという事で、若し船主が補助金の中からその手当を出し惜んだら、何者かからその手当を出さなければならぬ、失業者の失業手当をもらいたい、或いは退職手当をもらいたい、こういう希望が起るであらうけれども、少額の補助金の中からはそれは出せないという、こういう人が出て来たりすると、雇つておる者と雇われておる者との間に紛争が起るということも予想されるので、三億三千万のうちに幾ら失業する船員に対する手当が含まれておるかという事を明確にしたい。若しそれができないならば、その失業保険に類する手当を支給する方法が別途考えられるべきである。こう思うので、それを急遽に一つやつて頂きたいと思ひます。これは重ねて、やつておりますという事で、通過には、具体的に同意しかねるのです。通過には、具体的にこゝなつたということが表明せられないというに困る。

○説明員(尾中悟君) 御質問にお答えいたします。小型の減船整理に伴ひまして、特に漁業に船を充當いたしませんので、当然職名を変えなければならぬ。こういう問題が出て来るわけでございます。この問題につきましましては、当初からいろいろ研究をいたした

○説明員(尾中悟君) 昨年の十月にルイス台風が起りまして、そのために鹿児島県を初め相当全国の府県で漁船の沈没なり或いは損傷があつたわけでございます。たゞこの小型の減船の話が出ておりました。小型で減船になる船をもういふた台風で被害を受けた所に廻したらいいではないかという話が出てまして、我々のほうでは至急各県から数字を集めまして、今台風等の被害によつて船を新しく求めておるもの、その数量、それから今度の小型の整理によりまして出せるもの、その数を調べまして、両者を突き合せたものを今関係県に配布しております。今後の手続といたしましては、船を需要しておる県と、それから船を出す県との個別的な話し合いによつてこの問題を解決して参りたいと思つております。ただちよつと申上げますが、瀬戸内海等でやつております小型の船につきましては、相当海外の場合と船型等において食ひ違ひがございます。で直ちに小型の今度の減船によつて整理されるものを海外のほうに充当するということは、船型その他の点で相当難色があるのではないかと一考を考へております。

○松浦清一君 具体的に言つて、船を求めておる府県、それから整理されて船が余る県、それを調べられたというのですが、その調べられた数字はまだ集つていないのですか。

○説明員(尾中悟君) ちよつと今手許に持つておられますが、数字はできております。

○松浦清一君 その数字を一つ御提出をお願いしたいと思います。それから若しそれがわかつた場合には水産庁が斡旋

をして、求める果と出した果との取引をやらせる、こういうことなんです。それは自主的に、例えば大分県には余つておる、長崎県には足りない、こういうことになれば、大分県と長崎県との間で話をさせる、こういうことなんです。

○説明員(尾中悟君) 原則といたしまして、只今数字を各府県に送付しておりますので、その数字に基づいて関係果のほうで話し合いを進めるように通牒をしております。

○松浦清一君 小型底曳の船が非常に多過ぎて、違反が多い、相当沿岸漁場を荒しておる。そのことのために整理の必要が起つて、その整理をするという考え方には私も賛成しております。原則的には……併しその整理をされた船と転用された船との結果がどうなるかというところが明瞭にならないと、余つておる船を整理すればあとはどうでもいいじゃないかということにも行かぬので、当局のほうでは、この法律案の成立を急いでおるかも知れませんが、急いでその結果、完全無欠とは言えませんが、大体了解できる結果的数字をお示しをお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 先に松浦君から質問された失業船員保険に入るような措置を講ぜられるのは大體いつ頃になりますか。

○説明員(尾中悟君) 只今労働省の関係官と水産庁の関係官が現地に出かけて、いわゆる正式に雇用関係のない、家族労働者を使用しております場合の措置を現地で具体的にやつております。それが帰りました正式な関係官庁との話し合いになるわけでございます。

が、いつまでと明確には申上げられませんが、成るべく早くこの問題を解決したいと思つております。

○委員長(木下辰雄君) 成るべく早くというのは三月中旬くらいにできる予定でありますか。

○説明員(尾中悟君) その前にやりたいと思つております。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御質問はありませんか。ほかに御質問がありまさればこの法案の質問は後日に譲ります。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと皆さんにお語りいたします。高橋君から委員外の発言を求められておりますが、これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長外議員(高橋進太郎君) 委員外の発言をお許し頂いたことを厚く御礼申上げます。

水産庁長官に最近新聞紙上で問題と申しますか、或いは報道がございましたが、北瀬洲のアラフラ海において關領と提携して真珠貝の採取業に日本人が進出するという記事があつたのであります。これにつきまして、何らかの情報等がございましたら、或いはこの問題について水産庁が何らかの御折衝等がございましたら、その経過等につきましてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(堀見友之助君) 今のところ公式な情報連絡というふうなものは何らまだございません。濠洲政府のほうから外務省に何もまだ入つておりません。いずれは新聞に出ていふようになります。

問題として向うとの外交交渉が始まる場合に問題になる事項だと思つております。

それから政府の方針としましては具体的にはまだ検討を進めてはおりませんけれども、やはり過去における公海自由の原則というふうなものに基いて、本当に野放しに自由に、濫獲といふことを願ふでなしに出漁していいというふうな形では、今後は日本人の漁業の世界進出というふうなことは容れられない方向でありますので、その点については何らかの調整措置は必要であるところまでまだ至つておりません。

○委員長外議員(高橋進太郎君) 只今水産庁長官からお話ございましたが、私から申上げるまでもなく、北瀬洲におきまする真珠貝の採取業というのは一八六八年、即ち今から約八十四年ほど前に着手された事業でありまして、我が国といたしまして明治七年からこの事業には、当時契約移民のようないアツプをいたしましてこの事業に携つて参つたのであります。ところがたまたま濠洲通いの多分日本郵船の機関長であつた丹下君であつたと記憶いたしておられますが、この事業が単に契約移民というふうな形で仕事をしていたことは十分でなからう、或いは日本人自身についても企業者としてやり得るのじやないかというふうな観点から、昭和六年に初めて一ぱいの船を出してこの仕事に従事したものであります。極めてその成績が良好であり、且つ又日本人自身が今まで契約移

民として雇用されておつたということ、要するにこの真珠貝採取業というものにつきましては日本人の体質なり或いは機敏さなり、或いは忍耐強さなり、あらゆる角度から最もこの事業に適任であるというふうな長所が見出され、且つ又その長所が発揮できまして、この事業が昭和六年以後年々発展いたして参つたのであります。即ち昭和六年に一ぱいであつたものが、七年には四はいとなり、八年には更に九はいになり、九年には十四はいになり、十一年には八十一はいになり、十二年には百四十三はいとなり、十三年には百七十となつたというふうな盛況を呈して参つたのであります。ただこの事業の性質から見ますと、当時主として和歌山県等におきまして匿名組合のようない形で小船主が寄り／＼持ち寄つて一ぱいの船を建造し、それに主として和歌山県出身者がダイバーとして乗込みまして、そうして大体三月頃からその年の十一月までこの仕事に従事しておつた。一方これの取扱につきましては、元の三井物産がアメリカのカード社とよく提携いたしまして、殆んど内地におきまして、或いは基地であつたパラオにおきましてこれを製品とし、それをアメリカに一手に売つておつたというふうな状態であり、且つ又不合格品につきましては、これを地元である和歌山県或いは大阪府、それらの全くの小企業の貝ボタンの製造業といたしまして作つておるというふうな都合に、この事業自身が一つには大企業でなく、或いは大資本家の経営でなく、全く地元の小資本的な或いは小企業の性格を持ち、且つ又一方においてはアメリカと強く販売等においてはは

提携しておつたというような歴史的な事情から見ますならば、私は講和回復後真つ先に我が国の水産進出事業といたしましては最も適当な事業でないかと考えられるのであります。而してこの事業自身が前申上げました通り日本人の長所を最もよく發揮できるような事情にあるのでございまして、従つてこれにつきましては水産庁といたしまして十分従来のこの事業の持つた日本人の特性、或いはこの企業の持つた性格という点から、最もポピュラーな企業形態を持つてゐるのであります。是非一つ御助長を願ひたいと考へるのであります。ただ今長官がお話になりましたように、過去におきましてこの事業自身が今申上げました通り、最初一ぱいであつたものが数年の間に十七回になつた。その結果は非常に激變となりまして、一ぱい当りの採取量が極めて少くなりまして、中にはそのために、非常に少い捕獲量のために倒産する、仕込資金が殆ど取れないというふうな状態で、大分中には困窮に陥つた者があつまして、従つてその後これを統制したというふうな非常な経験があるものであります。半面これは大資本的な経営でないものでありますから、従つてそういう非常によく行けば盲目的に誰かが船を作る、従つて一週不況に會つと忽ち崩壊する。こういう小企業的な性格を多分に内蔵してゐる事業でありますので、よほどこれは政府におきましてその間の統制調整をいたさなければ、又二度とこの事業に対する失敗を繰返されると思ふのであります。只今長官のお

言葉によりまして、十分その間の調整をせられ、そしてこの事業に対する發展等をお考えになつてお話を聞きます。非常に意を強うしたのであります。何かと外務省と連繫でも取つて具体的な話の折衝なり、或いは個人的なあれで交渉でもせられてある筋等がないで済ましようか、どうか。その点について重ねて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 別に外務省のほうを通じ或いは私的な關係を利用して、そういう点について交渉連絡をやつたという点にはまだ至つておりません。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて下さい。

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め(速記中止)

○委員(高橋達太郎君) 只今長官から御親切なお話でございまして、非常に我々この事業に対して関心を持つ者としては心強く感じているのであります。その結果、現在でも採取業協会の一つ一つの団体を持ちまして、この事業に極めて關係のあつた丹下君であるとか、或いは山見君、中本君、或いは友信君というふうな、従来この事業に自分の一身を捧げて来た人が今なおこれらの事業の發展を折つておられるのであります。従つて今後十分政府におかれましてこれらの事業に対するにが経験とか、或いは過去のいろいろの事情を十分一つ活用せられ、或いはその事情を聞かれたまひて、この問題に対する御処置を願ひたいと存するものであります。なお最後に、先ほど申上げました通

り、この事業の過去についての長い経験から見ますと、渡航する者の教養なり、或いはそれが長い期間、三月から十一月末というふうな海上におきまする、いわゆる航海におきまする長い期間非常な忍耐を、労苦に悩まされるのであります。従つて前には或いは母船を附置いたしまして、これらに対する慰安施設なり或いは医療施設をしたり、或いは当時基地であつたパラオ島においても或いは船員ホームその他の施設を行なつたのであります。政府においてそういう点についても、その事業の推進上十分お考えを願ひたいと存するものであります。なおくれぐれもこの事業は過去においても相当にが経験を持つた事業であり、又この事業自身は日本人の性格を、或いは特徴を、或いはその性質を發揮する上におきましても相当大きな事業であります。當時最盛期におきましては、私の記憶では四、五百万ドル程度の大体の生産額を挙げたおつたように記憶しておるのであります。且つ又この事業自体が、繰返して申上げるようであります。全く販賣等についてはアメリカと密接不可分のやうな形において進めて参つたものであります。従つて十分政府におかれましては諸般の事情を洞察されまして、講和後この問題について熱意を持つて十分なる御調査と御推進をお願いいたしまして、私の質問を打ち切ります。

○政府委員(塩見友之助君) 高橋さんは本問題については我々よりも實際詳しいぐらゐに仕事をやつておられたかたですから、釈迦に説法のような形になるのであります。初めからお話のあつた通りにこの問題は、これだけ今まで狭い漁場で働いてゐた日本の漁民にとつては一つの大きな光明と考へねばならない漁場でありまして、過去の経験もあつたし、やり方次第では十分採算を取りながら、十分の利潤を挙げながらできるという意味においても、或いはドルの外貨獲得という観点から見ても、どうしても出て行きたいといふふうな考え方は民間も政府も当然持つておるところだと考へております。し、そのやり方等につきましては、相手国側の意見も十分尊重しながら進めて行く必要もあると思ひます。又漁獲等につきましては、どうしても今度の場合には十分な調整措置をとりながら、価格の点も見合ひながらやはり漁獲も上げなければならぬ。資源だけでなくそういう点もあるだろうと思ひますので、おつしやる通りに従来経験者の意見を十分我々のほうで聴取した上で、そういうふうな態勢について政府のほうの考へ方もきめて参りたいと、こう考へております。

○松浦清一君 アラフラ海で採取される白蝶貝は、これを貝ボタンに加工されて、主としてアメリカ方面に輸出されると、そのことのために、今日の日本の経済自立上非常に大きな難点になつておるドル貨の不足に対して寄与するところが非常に多いと考へられます。これはできるだけ早く出漁のできるやうな方法を講ずべきと思ふのですが、問題は講和條約が発効するとマツカーサー・ラインがなくなる。マツカーサー・ラインが解消されると、講和條約に参加しなかつた国やその他特定の国を除けば、従来の公海操業の自由というものは確保されると、こういう原則論に立つて考へて見ると、濠洲との間に漁業條約が締結されなくても、行こうと思へば行つてもいい、こういうことになるのでしようか。それとも濠洲との間に漁業條約が締結されなければ行つてはいかんと、こういうことになるのでしようか、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(塩見友之助君) これは公海自由の原則という点だけを主張して出られるかどうかという点で十分ですけれども、漁場の中には領海も入つておられますし、それから碇泊その他の關係上どうしても向うの領海に立入らざるを得ない。一般の通商航海條約においては、過去においてはまあ漁船というものは商船とは別で、これは領海に自由に入るといふふうなことはなつておらないやうな状態が普通のやうでございまして、どうしてもしやうな領海内部にも漁場もあるし、領海の内部に入つて碇泊するとかいふしななければならぬやうな關係も考慮いたしまして、又なおその資源の保存というふうなことは、これは日米加協定の線でもあるし、その線を十分今後の同種の國際的な漁業協定においては活かして行くといふふうなことを日米加協定の決議の中で謳つてある。これは日本の政府としまして、まあ日本だけじゃなくて、協定諸国同様の意見で今後ほかの國との國際協定を結ぶのだといふふうな意味での勧告をした決議になつておるのです。けれどもそういうふうな点から見ても、やはり白蝶貝につきましては十分そういう点も考慮しなければならぬといふやうな關係からして、やはりできるだけ相手國のほうと協定を結ぶな

り、十分な了解を遂げた上で出漁する
ということが望ましいのじやないかと、
こう考えております。

○松浦清一君 もう一、二点伺いたい
のですが、向うに採取に出かけて行く
人たちが一番問題になるのは、燃料の
補給をどこに求めるかということなん
ですが、結局漁業協約だけではいかに
通商協約と併行してその協約ができな
ければやれないのか、その点について
お考え如何ですか。

○政府委員(塩見友之助君) そのらの
條約の詳細な点、内部につきましては、
外務省で答えてもらわないとはつきり
した答えにはならんかとも思いますが
が、私が今までのいふ／＼そういう仕事
を扱つておつたような知識から判断し
ますれば、先ほども申しましたように、
通商航海協約では漁船は一応外され
る。領海内、港内に入つて行く場合
には大体商船が対象になります。漁船
は外されておるといふような建前にな
つております、一般的には。だからそ
ういふ必要がある場合には、その通商
航海協約の中に漁船についての特殊な
そういう規定、例えば天災その他の原
因からして船がどうしても自分の船籍
のある国なり或いは寄港できるような
港へ寄港できないというような状態に
なつた場合に、相手国の港のほうに入
つて薪炭その他の供給を受ける。こう
いうような條項ですね、それ以上にそ
の條項を、天災その他の特殊の制限さ
れた條件でなくて、もつと広く規定し
てもらえば、それでもやつて行ける場
合もありますし、又それは通商航海條
約の部分的な協定として、別にそうい
うような特例を少し詳しく協定するこ
ういふような形になりますか、或いは領

海内でも漁業をやつてよろしいとい
うようなことになれば、これはやはり本
當の、向うの領土権の及ぶ範囲内の
漁業でございまして、それは條約で
結ばれるか、或いは相手国側の内部的
な取扱いでございようものを許される
というような措置は、條約で縛られない
でやつて行きたいという点について
になりますか、そこらの点について
いふ／＼と折衝をしてみたいと、どう
いうような形で行われるかは、今のこ
ころはつきりとした具体的には私とし
ては申上げられない問題かと思ひます
が、いづれにせよそういう形で何らかの協
定は必要だと思ひますし、又向うの港
に入つて、又領海にも日本の漁船が立
入ることができて、それで漁業ができ
る。漁船に乗つておる船員の人の生活
もそういう点で不安をなくするとい
うようなことは、どうしても協定して参
らなければ、実際には漁業はできなく
なるというところは当然考えられてお
りますから、そういう点を十分考へて、
はつきりしたいという必要はあるうか
と思ひます。

○松浦清一君 これは政府の基本的な
態度の問題なのですが、向うのほうか
ら何とか協約をやらうじやないかと言
ひかけて来るのを待つておる。つまり
何とかかかんとか日本のほうから積極
に出て行つて、條約をやらうじやない
かということをお話しかける御予定であ
るか、その辺についてのお考えはどう
ですか。

○政府委員(塩見友之助君) その点も
むしろ私よりも基本的には外務省から
聞いて頂かないと、はつきりしたお答
えにはならぬと思ひます。これは漁
業上の問題だけでなくして全般的的のあ
れですから、国交を新しく開くとい
うような形で漁業の協定等をやる場合
において、それは全体のそういう條約の
一部になるわけであつて、全体がどう
いうふうな形で両国間で話合ひをして
進むかというふうな点と、それから
その交渉をやる場合に、一部々々の事
項につきまして、どれだけの主権を
どちらの側が持つたほうが適當かとい
うふうな判断によつて、積極的に能動
的に働くか、受動的な立場をとるか
といふふうなところはきまると思ひま
すので、全般の問題を併せてでないか
と、よつと答へにくい問題ではないかと、
こう思ひます。

○委員外議員(高橋進太郎君) 今水産
庁長官からいろいろお話があつたので
すが、私ももう一つ松浦委員のお話の
あつたように、この問題に対する基本
的な態度の一つとしては、先ほど申上
げました通り、明治七年から日本人が
この事業に関係しながら、非常にその
間何十年という間何ら発展を見なかつ
たといふのは、最初は、即ち昭和七年
に日本人が初めて企業として乗り出す
前までは、単に契約移民として日本の
水産人が向うに雇用されて、而も
その三月から十一月までの間、相當の
労働過重でありますので、従つて生活
等につきましても、或いはばくちをし
たり、或いは向うの女等に使つたりと
いうようなことで、一つも実になるよ
うなこの事業につきましてもは仕事
振りではなかつたのであります。殆ん
どいわれる契約移民の例に違わず、そ
の間何らの新しい、その労働に対す
る報いがなかつたのであります。従
つてこの過ちを再び我々としては繰返
したくないのであります、この事業

はどこまでも自主的に、又企業的に進
出して初めて意味があり、且つ又それ
によつてのみ初めて向うへ渡航いたし
ます日本人の、いわゆるダイバーの特
異性なり或いはその特徴なりが、本
当に国家的にふさわしいような発展がで
きるものであります、これが再び明治
七年から長い間雇用されたような形に
おいては、これはむしろ望ましくな
い形態なんでありまして、今後政府に
おかれましてこの問題を進められる基
本的態度といたしましては、この点の
従来のにない経験をも十分念頭におい
て御交渉なり、或いはこの問題の処理に
当られんことをお願いいたします。

○委員外議員(木下辰雄君) ちよつとそれ
に關連して私からも一度長官に御質
問いたします。マツカーサー・ライン撤
廃後、即ち講和の発効後における南北
漁業についてははつきり／＼この委員会
で討議されましたが、その際私は、白蟻
貝の採取といふことは自由漁業であ
る、だからマツカーサー・ライン撤
廃後において自由に行くといふような
ことが万一つたならば、再び混乱状
態を來たして、資源が枯渇し、販路を
塞ぎ、再び外国の怨嗟の声を聞くよ
うになる。だからあらかじめ船数の制限
をいたして、同時にそれを許可するよ
うな措置を講ずるよう希望しておき
ましたが、現在の漁業法においては指
定遠洋漁業はきまつてゐる。六十九條
の資源枯渇の問題もあるが、これはと
もかく、濠洲までそれを応用するとい
ふことは不可能だと思ひますので、制
度としても許可をするように、又あら
かじめ限度を定めて置くという措置を
今から講ぜられる必要はありはしない
か、さうに思つておりますので、そ

のことについてどういふ準備をされて
おるか、一応御質問いたします。

○政府委員(塩見友之助君) 只今の委
員長のお尋ねは、我々もマツカーサー・
ラインの撤廃が平和回復後直ちに行わ
れるといふような形になつた場合に、
漁業法の指定遠洋漁業以外の形で進出
する場合、それをもう完全に自由に放
任していかうかといふ点について
は、これは野放しにはできないと、何
らかの措置を必要とする、こう考へて
おります。併しそのやり方については
いふ／＼と問題もございしますので、今
法律的に検討中な状態でございませ
う。

○委員外議員(木下辰雄君) ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員外議員(木下辰雄君) それでは速記
を始めて下さい。別に御質問ございま
せんか。それでは高橋君の御質問に關
連した御質問は終了したものとしま
す。では次の御質問を……

○松浦清一君 かねて李承晩大統領が
どういふ名称を使うのですか、変な宣
言を出したことがあるのですが、それ
に対して日本政府はどういう態度で交
渉しておられるのか、しておられない
のか、その経過を一つ御報告願ひたい
と思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) これは新
聞等で御存じの通り、外務省のほうで
日本政府の声明を発表すると同時に、
韓国側に対して申入れを同様の趣旨で
やつております。

○委員外議員(木下辰雄君) ちよつと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員外議員(木下辰雄君) 速記を始め
て。それでは本日の委員会はこれを以

て敬会いたします。

午後二時五十九分散会

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画の一部改正について承認を求めるの件

内閣は、漁港法第十七條第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた別紙漁港整備計画の一部改正を提出の
とおり決定したので、同條第二項の規定に基づき、国会の承認を求める。
漁港整備計画の一部を次のとおり改正する。

漁港整備計画の二、計画(イ)中「第二種漁港一五二港、第三種漁港六一港」を「第二種漁港一五一港、第三種漁港六二港」に改め、(ハ)整備漁港第二種漁港和歌山の項中「一江川」を「一江川、留施設、水域施設。」を削り、同項の項中「西浜」を「高松」に改め、第三種漁港和歌山の項串本の次に「一田辺、一留施設、水域施設。」を加える。

昭和二十七年三月一日印刷

昭和二十七年三月三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所